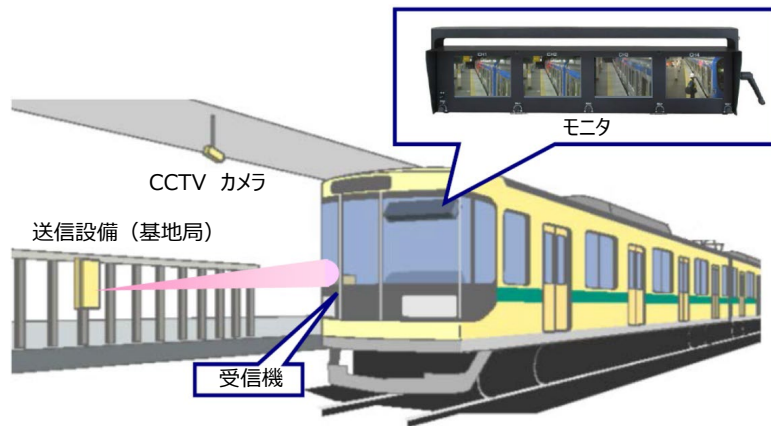


43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備

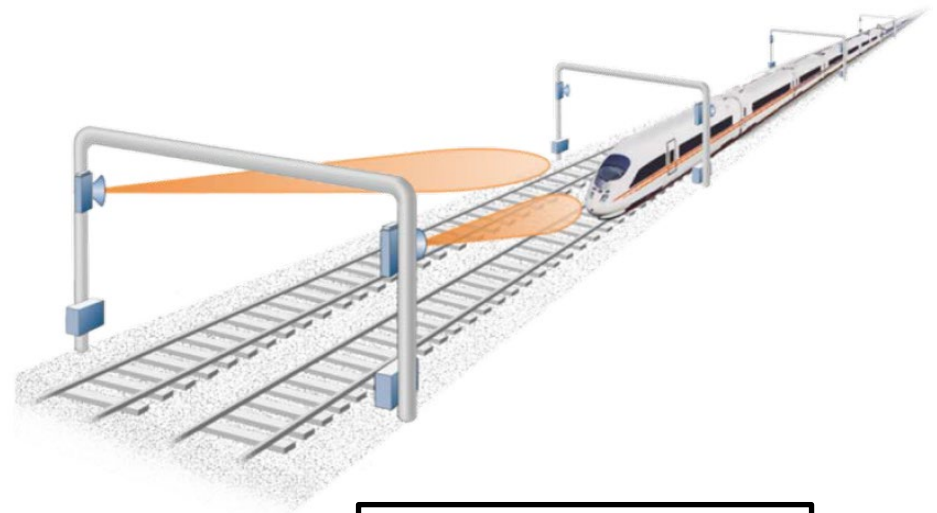
改正の背景

- 鉄道事業では、ワンマン運転の導入が検討されており、乗降時・出発時の安全確認等のため、ホーム上の複数地点からの監視カメラの映像を運転席に伝送するホーム画像伝送システムの需要が高まっている。また、列車の安全性確保のため、車内映像や地上・車上設備の検測情報等を地上側と車両側でやり取りすることが可能な大容量の無線通信システムの導入も求められているところ。
- 車両の移動範囲が線路上に限定され、駅停車時も決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえ、これらの需要に対応可能なシステムとして、直進性が強く広帯域の周波数が確保可能な43～45GHz帯の周波数を使用した無線システムが利用され始めている。
- このような状況を踏まえ、43GHz帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和7年7月17日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準を策定するとともに技術基準適合証明制度の対象とするため、関係規定の整備を行う。

想定される利用シーン



ホーム画像伝送システム



列車無線システム